

議案第12号

日出町国民健康保険税条例の一部改正について

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月18日 提出

日出町長 安部 徹 也

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険税条例（昭和35年日出町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の9.02」を「100分の8.77」に改める。

第4条中「29,400円」を「28,300円」に改める。

第5条第1号中「24,000円」を「23,300円」に改め、同条第2号中「12,000円」を「11,650円」に改め、同条第3号中「18,000円」を「17,475円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「20,580円」を「19,810円」に改め、同号イ（ア）中「16,800円」を「16,310円」に改め、同イ（イ）中「8,400円」を「8,155円」に改め、同イ（ウ）中「12,600円」を「12,233円」に改め、同項第2号ア中「14,700円」を「14,150円」に改め、同号イ（ア）中「12,000円」を「11,650円」に改め、同イ（イ）中「6,000円」を「5,825円」に改め、同イ（ウ）中「9,000円」を「8,738円」に改め、同項第3号ア中「5,880円」

を「5,660円」に改め、同号イ（ア）中「4,800円」を「4,660円」に改め、同イ（イ）中「2,400円」を「2,330円」に改め、同イ（ウ）中「3,600円」を「3,495円」に改め、同条第2項第1号ア中「4,410円」を「4,245円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,075円」に改め、同号ウ中「11,760円」を「11,320円」に改め、同号エ中「14,700円」を「14,150円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の日出町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

子ども・子育て支援法等の改正による子ども・子育て支援金の導入に伴い、国民健康保険税率の調整を行うために条例を整備したいので提出する。